

# 序章

## 農村環境計画の基本的考え方

---



## 第1節 背景と目的

### 1. 背景

小郡市では、平成14年3月に農村環境計画（以降、旧計画と示します）を策定しています。旧計画では農村環境像を「農業と人と自然が調和する生活緑園都市・おごおり」とし、その実現に向けて、4つの観点、15の基本方針を定めています。また、重点施策として、ため池マスタープランを掲げ、主要なため池「且田ヶ浦堤」、「勘田ヶ浦堤」、「須戸折堤 他周辺ため池群」、「大添堤」、「新堤・赤土堤」について、整備を進めてきました。

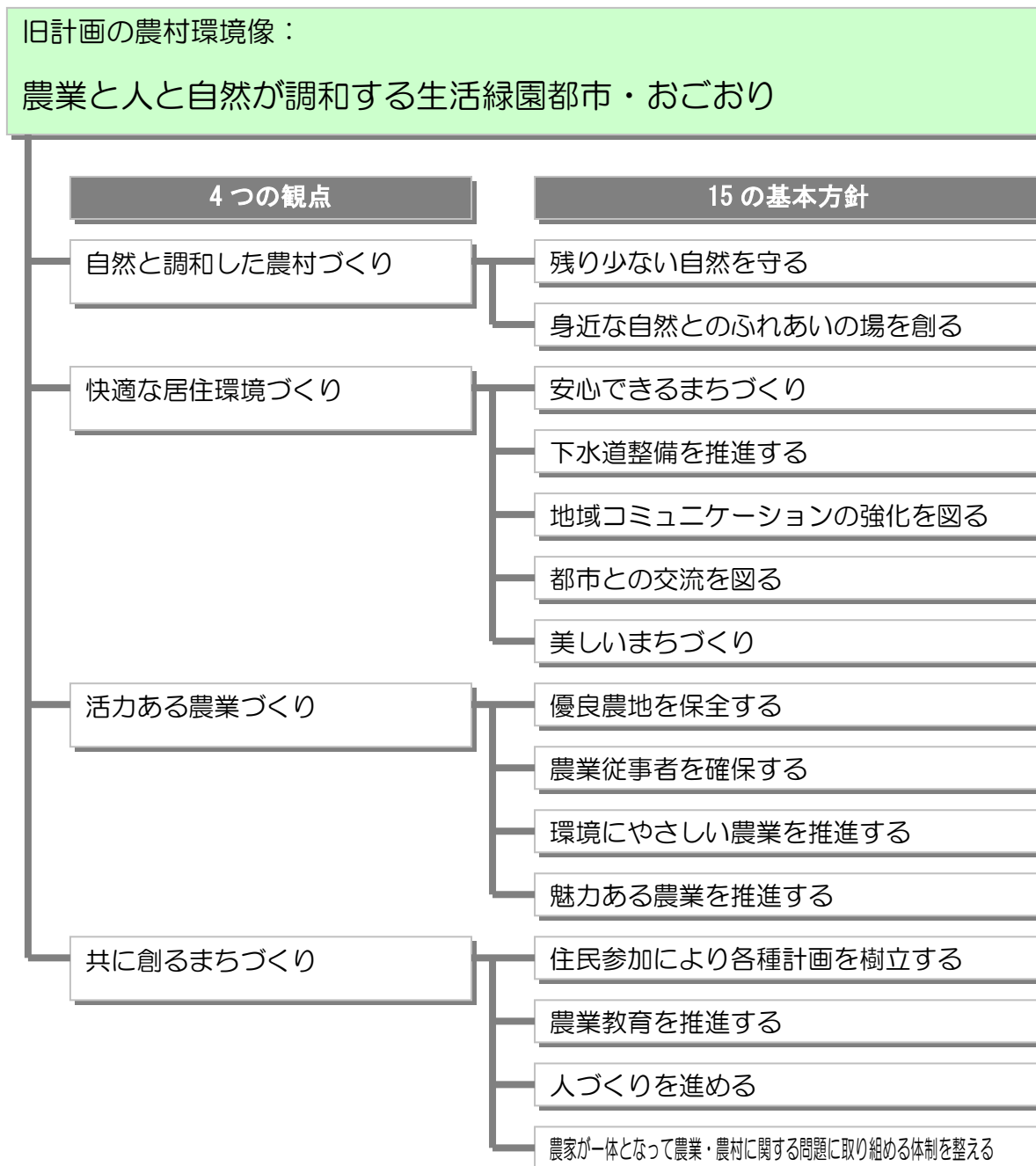


図1 旧計画の体系

旧計画の策定から10年が経過し、社会情勢や市民意識の変化、農村環境に求められる機能が多様化していると考えられます。また、上位計画である「小郡市総合振興計画」は、平成23年3月に見直しが行われています。これらの変化に対応するため、この度、農村環境計画の見直しを行いました。

## 2. 目的

農業・農村地域の自然環境の保全、生産環境の整備、快適な生活環境の実現を目指す農業農村整備事業を総合的・効率的に行うため、環境保全目標や、これを達成するために必要な基本方針及び施策の方向性を定めた「小郡市農村環境計画（以降、本計画と示します）」を策定します。

### 第2節 計画の位置づけ

- ・本計画は、「第5次小郡市総合振興計画」を上位計画とし、「福岡県農業農村整備環境対策指針」との整合を図ります。
- ・環境との調和に配慮した事業を実施するためのガイドラインとします。
- ・農村地域のマスタープランとして、地域の情勢にあった個別計画を立案、実施するときの指針とします。

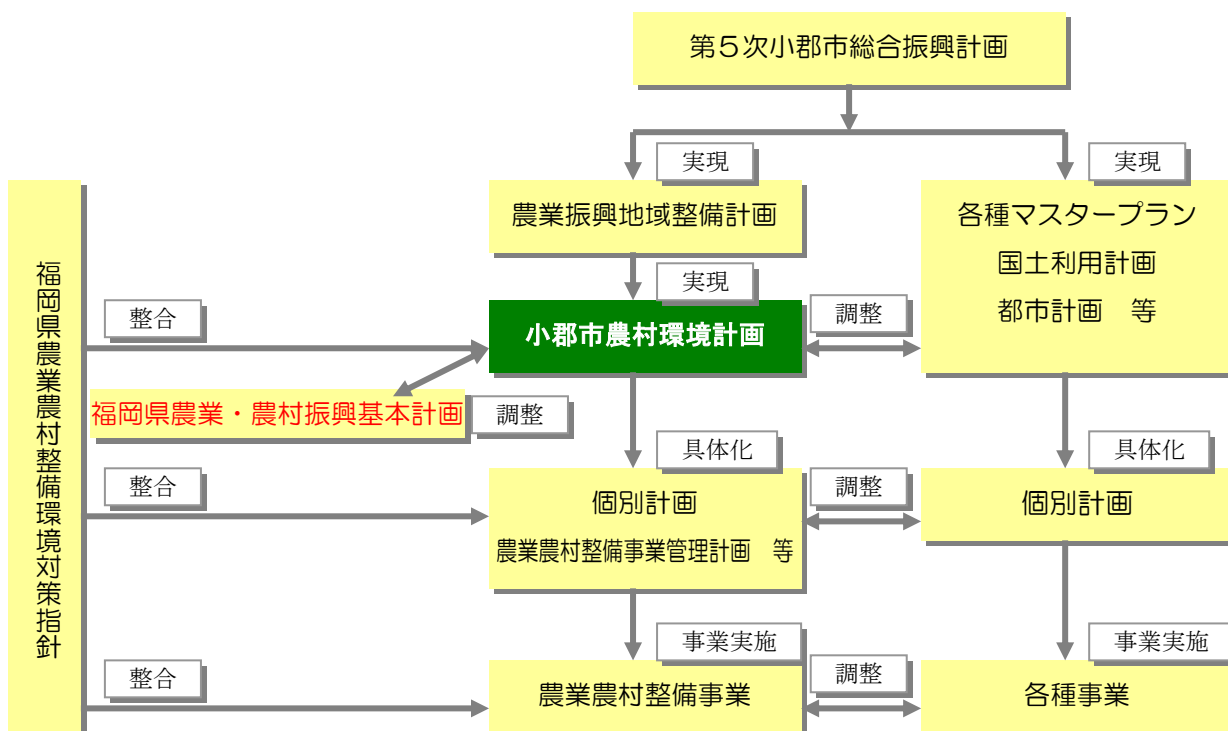


図2 農村環境計画の位置づけ

### 第3節 目標年次

目標年次は特に定めませんが、「第5次小都市総合振興計画」の10年後の見直しや、社会経済情勢の変化、農村環境をとりまく状況の変化等に柔軟にかつ適切に対応するため、必要に応じて、計画の全面的な見直しを行います。

### 第4節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市の農業農村地域における「自然環境」、「生活環境」、「生産環境」とします。これらの範囲について、今後取り組むべき施策を検討します。

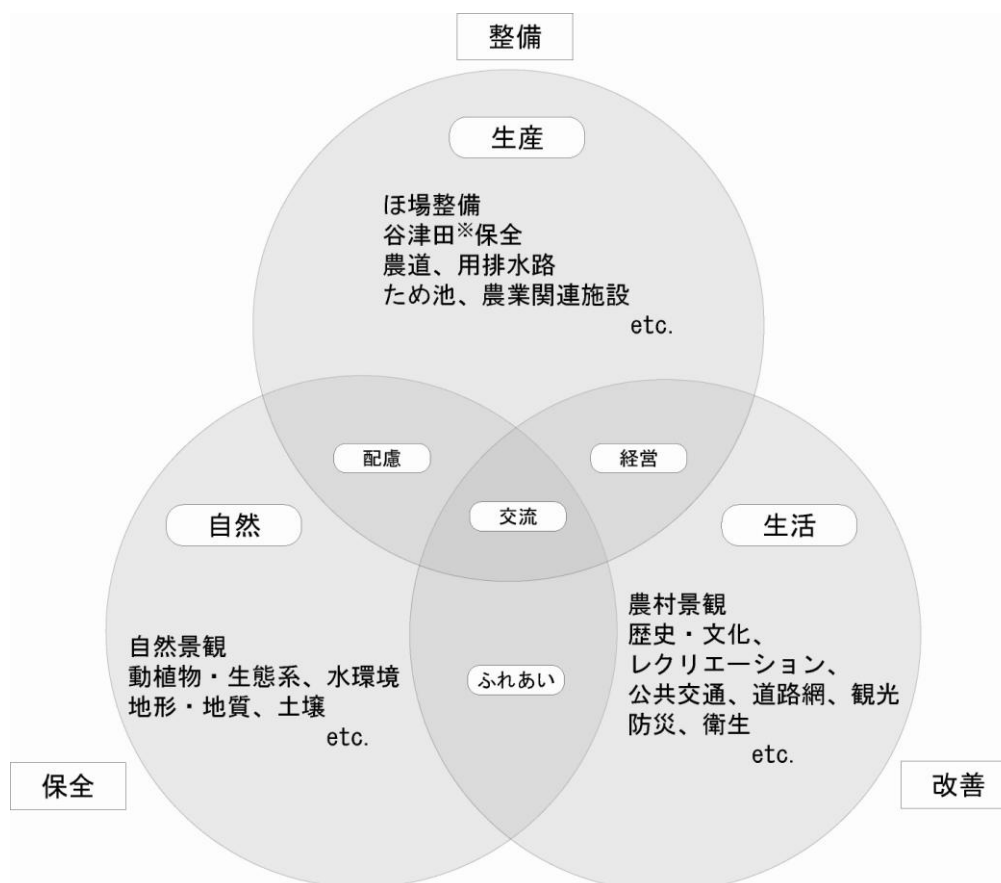


図3 対象範囲

**※谷津田とは**

小都市では、北西部の丘陵地付近にみられる、谷部の水気の多い水田を指します。樹林地に隣接しており、多様な生物の生息に適した環境が形成され、豊かな生態系が成立しています。

